



情報セキュリティ技術戦略の推進 補足資料

平成20年10月14日

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)

<http://www.nisc.go.jp>

第7次 欧州研究開発フレームワーク計画 (FP7)

- ・ FP (Framework Programme): EU における科学分野の研究開発への財政的支援制度
- ・ FP7 (第7次FP計画) は、2007年～2013年。
- ・ 研究テーマにおいては、下記のような状況やニーズの変化に対して、オープンかつ柔軟に対応していく可能性が織り込まれている。
 - ・ 急速に生じたニーズ: 飛躍的進歩の可能性につながるような科学的、技術的な機会。
 - ・ 予期せぬ政策ニーズ: FPの過程で生じた、迅速な対応を必要とする予測していない方向への事態の展開のような、新しい政策ニーズ。

【FPにおける一般的な目標設定と管理】

- ・ プロジェクトの目標設定を、大目標と前期目標(詳細)、後期目標(概要)とに分けて計画。
- ・ 大目標は基本的に変えられないものとする(変える必要があるならば、プロジェクト自体を中止するか、根本的に計画し直す)。
- ・ 後期目標は、例えば3年間のプロジェクトなら、1年目の年次評価の際に詳細化するが、正当な理由があれば、前期目標の残り部分も含めて、当初の目標からの変更を許す。
- ・ 目標を動的に変える必要性が高いと思われるプロジェクトは、別途、個々の技術分野の専門家による審査チーム (expert review team) を設置し、研究チームから計画(目標)の変更の要求があった場合は、変更の正当性を評価する。

第7次 欧州研究開発フレームワーク計画 (FP7)のJTIについて

- ・ JTI (Joint Technology Initiative): FP7にて提唱された研究開発への新しい助成制度
 - ・ 意欲的かつ長期的な観点で研究を実施するための官民のパートナーシップ
 - ・ 研究目的を達成するためのリーダーシップと連携を可能とする新たなメカニズム
 - 大きな研究計画に基づく個別プロジェクト間の採択と、協働の支援

【成立要件】

- ・ 既存の手段では目的を達成することができないこと
- ・ 産業競争力・成長へのインパクトが大きいこと
- ・ 目指す目的や成果が大きくて、明確に定められていること
- ・ 社会に及ぼす便益を含む政策目的の達成に向けての貢献度が高いこと

【実施機関と構造】

- ・ 中立的な専門の組織が作られ、統一的に研究プロジェクトを管理する
- ・ 参加者間の透明性確保と協力関係の推進、および利害対立の回避などの支援を行う

- NEDO海外レポート NO.1018(2008.3.5)に基づき作成

- COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (COMMISSION OF EC) SEC(2005) 800, SEC(2007)692を参照

NSF (National Science Foundation) における研究プロジェクトの管理について

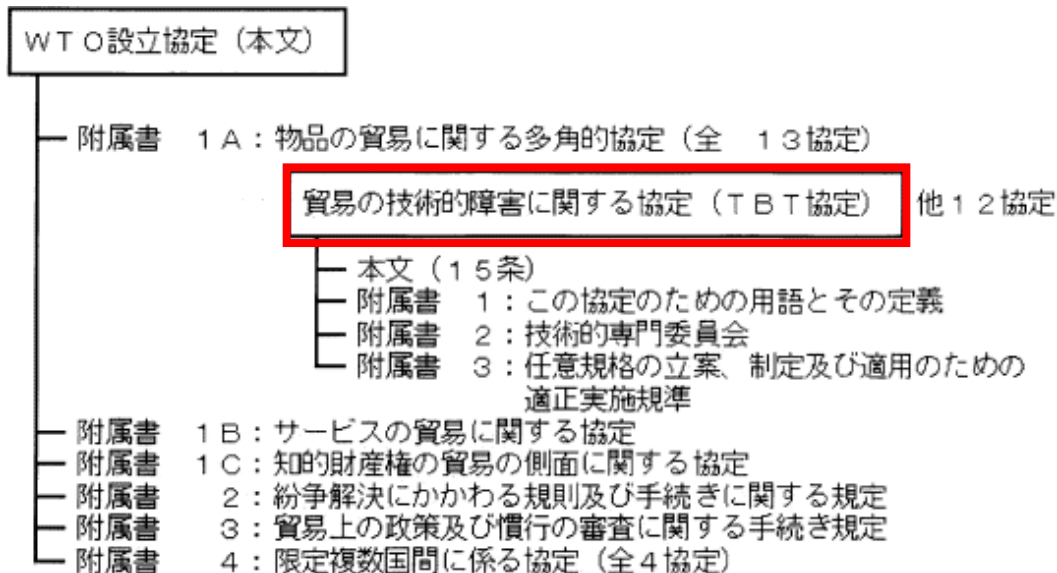
- NSFのPD (Program Director)による研究運営管理
 - 研究題目に関する承認権限はPDに一任。(例: 研究領域の変更の最終承認)
 - ミーティングや電子メールなどを通じて、柔軟に「非公式な承認」を与えることができる。
(正式な報告は四半期報告書や年次報告書で行なわれる。書類による変更申請は不要)
 - 他エージェンシーとも連携している研究プロジェクトの場合は、それらのエージェンシーのプログラムマネジャー／ディレクターと共に構成しているプログラムマネジメントグループの同意の上に承諾を行う。
 - PDには、対象領域の一流の研究者が着任し、プログラム立ち上げや管理プランなどの作成にも中心的に参画する。そのため、整合性、納得性の高いプロジェクト管理が行える。
 - PDは、その能力に見合う報酬を与えられる。また、研究者としても、PDを勤めたキャリアは、研究コミュニティにおいて、非常に高い評価につながる。

競争的資金を用いた研究プロジェクトの予算管理について

- NSFの研究遂行とグラント(交付金)の柔軟性について
 - 繰越自由: プロジェクト期間内なら、会計年度に関係なく予算をどう配分するかは自由
 - Pre-award cost: プロジェクト開始の90日前までの費用を、予算から支出可能
 - No cost extension: 目標を達成するために、未支出予算を使って最大1年のプロジェクト期間の延長が認められる
 - 費目間流用、異なるプロジェクト予算の合算なども容易(ただし、金額の制限はあり)
- EA (Expanded Authority) に基づく、競争的資金管理権限の委譲
 - EAとは: 大学の資金管理能力を審査し、一定レベル以上の能力があれば、Funding Agency が判断し許認可する、繰越、費目間流用、研究期間延長などの事項を大学に権限委譲。
 - 大学のUniversity Research Administrator (URA) がこれらの判断を行なう。
 - 資金の運用に不正があればEAは剥奪され、数年間競争的資金の応募も禁止。

- 文部科学省「研究費の不正対策検討会」資料に基づき作成
- 科学技術振興機構「政策評価相互研修会」資料に基づき作成

WTO協定におけるTBT協定の位置づけ



- ・WTO(世界貿易機構:World Trade Organization)
- ・TBT(貿易の技術的障害:Technical Barriers to Trade)

TBT協定の基本的考え方と意義

協定の基本理念:

国際貿易において、工業製品等の規格(強制法規、任意規格(例:JIS規格)等)や、その規格の適合性を評価する手続きが、不必要な貿易障害を起さないようにすること。

主な内容:

- ① 貿易相手国によって差別的に国内規格を適用してはならない
- ② 国内規格は、国家安全保障上の必要性など正当な理由が無い限り、国際貿易上の不必要な障害をもたらす目的で作られてはならない
- ③ 国内規格は、気候上の理由など正当な理由が無い限り、国際規格を基礎として作成しなければならない

- 経済産業省「貿易の技術的障害に関する協定」ページに基づき作成
- 日本工業調査会「TBT協定について」ページに基づき作成